

大崎市学校給食用物資納入者処分規程

(目的)

第1条 この規程は、学校給食で使用する食材の衛生管理の徹底、品質の確保、発注及び納入に関して、学校給食用物資納入者（以下「納入者」という）が、不良品等を納入し、若しくは納入食材により健康被害が発生する等、学校給食に支障を生じさせ、又は生じさせる恐れがある場合及び納入者が物資納入時に事故等が発生した場合の処分を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、不良品等とは、納入予定若しくは納入された学校給食用物資（以下「給食用物資」という）又は配送等の取り扱いが、別表第1に該当するものとする。

2 この規程において、健康被害とは、食品又は容器包装に含まれた、若しくは付着した微生物、化学物質、自然毒等を摂取することによって起こる衛生上の危害、及び特定原材料が含まれているにも関わらず表記がされていない食品を摂取することによって起こる有害な症状をいう。

3 この規程において、事故等とは、大崎市との契約の履行にあたり発生した事故等で、次に掲げるものとする。

(1) 人身事故

ア 死亡事故 当該事故が原因で事故の発生により死亡者が出た場合

イ 重篤事故 治療期間が3カ月以上若しくは後遺症が残る場合、または道路交通法上一度の事故で免許取消しとなる人身事故

ウ 軽傷事故 治療期間が3カ月未満の人身事故

(2) 物損事故

ア 道路交通法上、違反点数が課せられる物損事故（建造物損壊事故）

イ 調理場及び学校敷地内で発生した物損事故

(3) 重大な道路法規違反

飲酒運転、酒気帯び運転及び一度の違反で免許取消しとなる違反（累積による取消しを除く）

(4) 大崎市が貸与した物品を亡失した場合

(報告)

第3条 納入者は、第2条第1項に定める不良品等、第2条第2項に定める健康被害、及び第2条第3項に定める事故等（以下「不良品、健康被害、事故」という）が発生した場合は、直ちに大崎市へ報告するとともに、その指示に従うものとする。

(不良品、健康被害の調査)

第4条 第2条第1項に掲げる不良品等、及び第2条第2項に掲げる健康被害が発生した

場合は、大崎市がその原因の調査を納入者に指示するとともに、納入者は速やかに調査を実施するものとする。調査にあたり、大崎市は必要に応じて関係行政機関等に情報提供を行うことができる。

(顛末書の提出)

第5条 不良品、健康被害、事故等が発生した場合、大崎市は納入者に顛末書の提出を求めることができる。

(処分)

第6条 不良品、健康被害、事故等に関する処分内容は次の各号のとおりとし、内訳については別表第2のとおりとする。

- (1) 文書厳重注意
- (2) 大崎市学校給食用物資入札参加資格一時停止
- (3) 登録抹消

(損害賠償)

第7条 納入者が、その給食用物資を納入しなかったため、または不良品を納入したために生じた給食についての損害、事故については、その納入者において賠償しなければならない。

(登録抹消)

第8条 登録者の登録抹消日は、処分を決定した日とし、当該者はその日から2年間は登録申請できないものとする。

- 2 登録抹消の決定を行った場合には、当該者へ大崎市学校給食用物資納入者登録不許可通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(大崎市学校給食用物資入札参加資格一時停止)

第9条 大崎市学校給食用物資入札参加資格の一時停止は、不良品、健康被害、事故等について、処分を決定した日以降の入札参加資格を停止することができる。

- 2 入札参加資格停止については別表第2に基づいて決定を行う。

(処分の加重、軽減、免除)

第10条 不良品、健康被害、事故等の内容が、極めて悪質な事由があるため、または極めて重大な結果を生じさせたため、著しく社会的影響の大きい場合、並びに過去1年間に同様の不良品、健康被害、事故等の取扱いをし、改善が認められない場合は、処分を加重することができる。

- 2 第3条による不良品、健康被害、事故等の報告が、当日の業務時間内までになかった場合は、処分を加重することができる。

- 3 不良品，健康被害，事故等の内容が，不可抗力その他本人の責によらないと大崎市が認めた場合は，処分を免除または軽減することができる。

附 則

この規定は令和4年4月1日から施行する。

別表第1：不良品の定義

違 反 項 目	内 容
・食品衛生法 ・J A S 法 ・大崎市学校給食衛生管理マニュアル	食中毒を発生させた場合
	事前のアレルギー報告（特定原材料の使用または特定原材料のコンタミネーションの報告）を怠った物質を原因として，健康被害を発生させた場合
	有害・有毒物に汚染されたものの使用
	アレルギー報告を怠った特定原材料から，アレルギー物質陽性が確認された場合
	特定原材料または特定原材料に準ずるものを使用したにも関わらず報告がされていなかった場合
	食中毒菌等の病原菌に汚染され，またはその疑いがあり，人の健康を損なう恐れがあるものの使用
	禁止されている食品添加物等の使用
	異物混入
	腐敗，変質，異味異臭，傷み，変形，温度管理の不良，鮮度不良
	その他，食品衛生法・J A S 法・計量法・大崎市学校給食衛生管理マニュアルに違反するもの
・大崎市学校給食用物資納入者登録要領 ・物資規格規程 ・大崎市学校給食衛生管理マニュアル	品質不良，サイズ，産地，銘柄の不適合
	見本提示品と比較して明らかに品質，形状が劣るもの
	著しい数量不足
	配送規格（配送時間，配送車両及び容器，配送時の温度管理・衛生管理等）違反
	虚偽報告

※ J A S 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

別表第２：処分内容及び処分理由

処 分 内 容	処 分 理 由	
文書厳重注意 ※１	１	契約の数量または重量より少なく納入したとき
	２	契約上の期限を守らなかったとき
	３	あらかじめ示された見本品及び見積提示品と相違する物資を納入したとき
	４	理由なく定時配送を行わなかったとき
文書厳重注意 ※２	１	登録内容に虚偽のあることが判明したとき
	２	明らかに不良品と判断できる物資を納入したとき
	３	必要な検査や報告を行わなかったとき
これらの事実がなくなるまでの期間 の入札資格一時停止	１	事業者（従業員）及びその家族に伝染病または学校給食用物資を扱うことに不適と判断できる疾病に罹ったとき
	２	営業状態が悪化したと考えられるとき
	３	入札参加資格一時停止期間を経過してもなお当該入札参加資格一時停止事由が解消しないとき
文書厳重注意及び これらの事実がなくなるまでの期間 の入札資格一時停止	１	食材の仕入れから、製造、店舗、保管倉庫、配送その他営業上の施設及び設備において食品の安全と衛生管理が徹底されていないと大崎市が判断したとき
	２	その行為が特に悪質であると大崎市が判断したとき
	３	登録要件を満たさなくなったとき
２年間の登録抹消	１	大崎市学校給食用物資納入者として適格性を有しないと大崎市が判断したとき

なお、「文書厳重注意（※１）」を受けた日から１年以内に「文書厳重注意（※１）」を受けた場合は、１か月の入札資格一時停止とし、「文書厳重注意（※２）」を受けた場合は３か月の入札資格一時停止とする。

また、「文書厳重注意（※２）」を受けた日から１年以内に「文書厳重注意（※２）」を受けた場合及び「文書厳重注意（※１）」を受けた場合は３か月の入札資格一時停止とする。